

埼玉県告示第八百十六号

告 示

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

比企北部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

東松山市大字毛塚地内における一般国道四百七号と東松山市と坂戸市の境界との交点を起点とし、同地点から同境界に沿つて西に進み、東武鉄道東上線との交点に至り、同地点からさらに東松山市と坂戸市の境界に沿つて西に進み、関越自動車道との交点を経て東松山市と坂戸市と比企郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から東松山市と比企郡鳩山町の境界に沿つて北西に進み、東松山市と比企郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿つて北西に進み、比企郡鳩山町大字将軍沢地内において前川にそそぐ小沢との交点に至り、同地点から同沢に沿つて西に進み、前川との合流点に至り、同地点から同川に沿つて西に進み、前川水路との接点に至り、同地点から同水路に沿つて南西に進み、嵐山町道将軍沢第一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、比企郡嵐山町と同郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿つて西に進み、嵐山町と同郡鳩山町の境界との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北西に進み、嵐山町道鎌形第九十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北西に進み、県道大野東松山線との交点に至り、同地点から同県道に沿つて北東に進み、嵐山町道第一一十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、嵐山町道大蔵第二百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、嵐山町道大蔵第二百三十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、嵐山町道鎌形第三百五十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、嵐山町道鎌形第三百六十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、嵐山町道第一一十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、嵐山町道鎌形第二百四十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、県道ときがわ熊谷線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、嵐山町道第一一十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、嵐山町道鎌形第二百四十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、嵐山町道鎌形第一級河川槻川の右岸との交点に至り、同川右岸に沿つて南西に進み、比企郡嵐山町と同郡ときがわ町の境界との交点に至り、同地

町道吉田第三百八十九号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、嵐山町道第一一二号線との交点に至り、同地点から嵐山町大字勝田百二十一番地先、長沼川の河川境界との交点に至り、同地点から同境界に沿つて北東に進み、比企郡滑川町と同郡嵐山町の境界に至り、同地点から同境界に沿つて南東に進み、嵐山町道勝田第百五十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、嵐山町道第一一二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、滑川町道第四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、滑川町道第二十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、滑川町道第四百三十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、滑川町道第三百四十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、滑川町道第三百四十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、滑川町道第八十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、滑川町道第三百四十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、滑川町道第十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、滑川町道第七十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、滑川町道第三百八百三十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北東に進み、滑川町道第十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、滑川町道第二百四十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、滑川町道第九千二百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、滑川町道第九千二百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、東松山市と比企郡滑川町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿つて北に進み、滑川鳥獣保護区の境界との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北に進み、熊谷市と東松山市の境界に沿つて北東に進み、一級河川和田川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿つて南東に進み、和田吉野川との交点に至り、同地点から同川左岸に沿つて南東に進み、熊谷市と東松山市の境界との交点に至り、同地点から同川左岸に沿つて南東に進み、和田吉野川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿つて南東に進み、県道冑山熊谷線との交点に至り、同地点から境界に沿つて東のち南に進み、東松山市の境界との交点に至り、同地点から境界に沿つて南に進み、熊谷市と東松山市の境界との交点に至り、同地点から同国道に沿つて南東に進み、県道冑山熊谷線との交点に至り、同地点から同県道に沿つて東に進み、県道冑山熊谷線との交点を経て市道大里六十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進

み、県道行田東松山線との交点を経て南東に進み、比企郡吉見町と熊谷市の境界に至り、同地点から同境界に沿つて北東に進み、吉見町道第百三十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、吉見町道第二十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北東に進み、吉見町道第百二十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、吉見町道第百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、吉見町道第百七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北東に進み、吉見町道第百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、吉見町道第百五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて南東に進み、吉見町道第四千八十二号線との接点に至り、同地点から同県道に沿つて南に進み、吉見町道第六千十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、吉見町道第六千十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて東に進み、吉見町道第一百一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南に進み、吉見町道第七百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて西に進み、吉見町道第六千二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、吉見町道第七千百十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北西に進み、吉見町道第六千二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、吉見町道第六千四百三十二号線との接点から同町道に沿つて南西に進み、吉見町道第七百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿つて北西に進み、県道小八林久保田下青鳥線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、吉見町道第六千四百三十二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿つて南西に進み、同地点から同河川境界に沿つて南西に進み、さらに同境界に沿つて南に進み、東松山市と比企郡川島町との接点に至り、同地点から東松山市と比企郡川島町の境界に沿つて南に進み、さらに同境界に沿つて南に進み、東松山市と坂戸市と比企郡川島町の境界に沿つて南に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から東松山市と比企郡川島町の境界に沿つて西に進み、さらに同境界に沿つて南に進み、東松山市と坂戸市と比企郡川島町の境界に沿つて西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から東松山市と坂戸市と比企郡川島町の境界に沿つて西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

（面積一万八百二十四・九ヘクタール）

三 存続期間

無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器